

日本大腸肛門病学会施設申請について

申請書受付期間： 6月1日 ～ 6月30日 必着

受付期間外に提出された申請書は返却いたします

提出書類

1. 施設申請書 (1) 認定施設申請書 (2) 診療施設内容証明書 (3) 関連施設申請一覧 (4) 関連施設申請書 * 関連施設は申請書(4)を作成し、認定施設へ提出すること * 認定施設は関連施設がない場合は申請書(1)(2)のみ、 関連施設がある場合は申請書(1)～(4)を提出すること	正本1部 副本1部
2. 日本大腸肛門病学会指導医認定証のコピー	1部

《注意事項》

学会ホームページ掲載の専門医制度規則および施行細則を必ずお読みください
(学会HP > 専門医制度 > 専門医制度規則・施行細則)

- ※ 認定期間：施設の認定期間は3年とし、3年毎の更新を必要とする
関連施設の認定期間については、認定施設の認定期間に準ずるものとし、
認定施設の更新年に都度更新を必要とする
- ※ 申請に対し、専門医制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て認定施設として認定し、
認定証を交付する。関連施設においては通知書を交付する。

書類送付先：

〒108-0074 東京都港区高輪3-20-9 日本大腸肛門病学会 専門医制度委員会 宛

* 配達記録が残るレターパック等でお送りください。

* 封筒の表に「認定施設申請書在中」と朱書すること

施設申請書記入要領

(1) 日本大腸肛門病学会 認定施設申請書

- 申請区分: 「新規」もしくは「更新」に ☒ をすること
- 指導医名: 本学会認定の指導医名および診療科目を記入し、認定証のコピーを添付すること。2名以上の指導医を記入の場合は、全員の認定証のコピーを添付すること。
- 関連施設申請数: 新規・更新を合わせた関連施設数を記入すること
関連施設の申請がある場合は、申請書類(3)(4)も同時に提出
- 申請地区: 施設所在地に該当する地区に ☒ をすること
[北海道・東北] 北海道, 青森, 岩手, 秋田, 宮城, 山形, 福島
[関東] 東京, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 新潟, 山梨
[中部] 富山, 石川, 福井, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重
[近畿] 京都, 大阪, 滋賀, 兵庫, 奈良, 和歌山
[中国・四国] 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知
[九州] 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄

(2) 診療施設 内容説明書

- 病床数: 病床の有無に ☒ をし、有床の場合は施設全体の病床数を記入すること
- 医師数: 大腸肛門病に関わらず、施設全体の医師数を記入すること

(3) 関連施設 申請一覧

(4) 日本大腸肛門病学会 関連施設申請書

- 申請区分: 「新規」もしくは「更新」に ☒ をすること
- 指導体制: 認定施設の「指導医(非常勤)」もしくは関連施設の「専門医(常勤)」に ☒ のうえ申請すること

日本大腸肛門病学会専門医制度規則(抜粋)

第9章 認定施設の申請資格

第19条(資格) 認定施設は原則として次のすべての条件を満たす必要がある。

- 1) 大腸肛門病を扱う病院あるいは医院である。
- 2) 大腸肛門病に関する検査件数が年間500件以上あるいは大腸肛門手術数が年間100例以上。
- 3) 指導医1名以上が常勤し、指導体制がとられている。
- 4) 病歴の記載およびその整理が完備している。

第20条(関連施設) 認定施設は修練カリキュラムを満たすために関連施設を置くことができる。関連施設は前条の1), 2), 4) を満たし, 3) を満たさないが, 専門医による指導体制がとられていることとする。ただし, 関連施設は認定施設より所定の書類の提出を以って登録されていなければならない。